

産業環境常任委員会

平成23年12月12日(月曜日)午前 9時56分開会

出席委員(7名)

委員 長	齋藤 寿一 君	副委員 長	眞壁 俊郎 君
委員	松田 寛人 君	委員	中村 芳隆 君
委員	東泉 富士夫 君	委員	相馬 義一 君
委員	菊地 弘明 君		

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

生活環境部長	松本 睦男 君	環境管理課長	齋藤 正夫 君
環境管理課長 補佐	臼井 一之 君	環境企画係長	亀田 康博 君
環境衛生係長	関谷 浩行 君	環境対策課長	和久 強 君
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	神島 智行 君	廃棄物対策室 一般廃棄物担当 副主幹	大金 廣志 君
廃棄物対策室 産業廃棄物担当 副主幹	山崎 弘一 君	那須塩原 クリーンセンター 所長	茂呂 幸利 君
那須塩原 クリーンセンター 清掃係長	室井 勉 君	生活課長	大島 厚子 君
生活課長 補佐兼 生活安全係長	相馬 一男 君	消費生活係長	君田 まち子 君
消費生活 センター所長	印南 洋子 君	産業観光部長	生井 龍夫 君
農務畜産課長	斉藤 一太 君	農務畜産課長 補佐	佐藤 章 君
農務畜産課 主幹	宇都野 淳 君	農業振興係長	粟野 誠一 君
畜産振興係長	織田 智富 君	堆肥センター 所長	時庭 勝彦 君
農林整備課長	川嶋 勇一 君	農林整備課長 補佐兼 農村整備係長	邊見 修 君

林務係長	大森	貢	君	地籍調査係長	池澤	直実	君
商工観光課長	藤田	一郎	君	商工観光課長 補佐兼 商工係長	印南	良夫	君
観光係長	高根沢	威夫	君	農業委員会 事務局長	成瀬	充	君
農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	八木沢	一志	君	農地係長	三輪	敦	君

出席議会議務局職員

書記 小平 裕二 君

議事日程

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長あいさつ
- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
- ・その他

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長あいさつ

(農務畜産課、農林整備課、商工観光課)

- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
- ・議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・その他

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長あいさつ

(環境管理課、環境対策課、生活課)

- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
- ・その他

陳情審査

- ・陳情第5号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時56分

開会及び開議の宣告

齋藤委員長 皆さん、おはようございます。

開会前に先立ちまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

本年、平成23年の最後の12月定例議会というふうになりました。ことしを振り返ってみますと、皆さんにも本当に大変な年でありまして、3月11日に発生しました東日本大震災ということで、今まで議会議員として先輩方も、また市民の皆さんもいらっしゃいますけれども、経験のない、今後もさらなるこういう経験はないのではないかなというような大きな地震に遭いまして、当市においてもいろいろな被害が起こったということで、その後の、また福島第一原発の放射能問題においては多大なる被害を受けているわけでありまして、

当委員会においては、すべての産業観光、あるいは環境、農業関係すべてがこの当委員会に係る被害の対策に追われるということで、当初この委員会が結成されたときにそのお話をさせていただきましたけれども、この事態はまだまだこれからも対処に追われるのではないかなというふうに思うわけでありまして、

本当に激動の1年でありましたけれども、それにまたさらなる12月4日には栗川市長が亡くなられたという訃報が飛んでまいりまして、大変我々議会といたしましてもこの12月定例会、審議審査をするような心のうちではないというふうに、皆さんの心の中を察しますけれども、この12月定例会の審査審議を慎重に、無事に終了することが、さらなる栗川市長へ向けての我々の任務ではないかなというふうに思いますので、今後ともよろしくごあいさつ申し上げます、きょうの委員会、皆さん方の慎重審議をいただきますよう、よろしくごあいさつ

申し上げます。

今定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件2件、その他の案件1件、陳情1件の合計4件でございます。

各位におかれましては、慎重なる審議をお願いいたすとともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

よろしく、どうぞお願い申し上げます。

それでは、ただいまから産業環境常任委員会を開会いたします。

農業委員会事務局の審査

齋藤委員長 次第により、順次進めてまいります。

農業委員会事務局の審査を行います。

初めに成瀬農業委員会事務局長より、ごあいさつをいただきます。

成瀬農業委員会事務局長（挨拶。）

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 それでは、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 それでは、平成23年度12月補正予算執行計画書に基づいてご説明をさせていただきますと思います。

執行計画書、2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページ、歳入。15款県支出金、2項5目農林

水産業費県補助金のうち農業費の補助金、一番上でございますけれども、農業委員会の交付金ということで15万2,000円の減額補正でございます。当初予算につきましては、前年度決算額594万5,000円で計上しておったところでございますけれども、交付決定が579万3,000円ということで減額になっております。

この補助金につきましては、農業委員会の事務に要する諸経費ということでございまして、法律に基づきまして交付をされているものでございます。補助率につきましては定額ということで、予算の範囲内という形になっておりまして、この額につきましてはあくまでも県の決定に基づく予算という形になります。

次、3ページの下の方でございますけれども、20款諸収入、4項4目雑入の中で農林水産業費の雑入ということで、農業者年金業務委託料の手数料ということでございます。これにつきましても、当初予算につきましては前年度の決算額でございます116万5,000円を計上しておったところでございます。交付決定が131万6,400円ということで、15万1,000円の増額補正でございます。

この増額でございますけれども、被保険者数、受給者数は減っておるわけでございますけれども、激変緩和措置というものがございまして、それらによって増額となったというものでございます。この激変緩和措置につきましては、前年と比較いたしまして著しい減額があった場合に交付されるというものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、11ページをお開きください。

歳出。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございますけれども、農業者年金業務委託事業ということで、先ほど歳入の増額を受けたもので補正をいたすものでございます。備品購入費と

いうことで庁用器具費、デジタルカメラでございますけれども、これにつきましては今まで使っておったものが壊れてしまいまして、実際現地調査等々で現場を確認するのに写真が必要だということでございまして、今回デジタルカメラ2万3,000円の増額補正を要求するものでございます。

これにつきましては、備品台帳には掲載されておりますけれども、交付年月日等は合併の17年1月1日という形のものでしかございまして、以前の購入時期については不明でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

齋藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいというふうに思います。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 (その他について説明。)

齋藤委員長 それでは、農業委員会事務局の審査を終了いたします。今後ともよろしくどうぞお願い申し上げます。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時12分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光部の審査

齋藤委員長 産業観光部所管の審査に先立ち、生井産業観光部長よりごあいさつをいただきます。

生井産業観光部長 (挨拶。)

齋藤委員長 ありがとうございます。

それでは、産業観光部所管の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 それでは、補正予算につきましてご説明申し上げます。説明に当たりましては、予算執行計画書に基づいてご説明申し上げます。

まず、2ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入についてでございますが、下段のほうになります。

2項5目農林水産業費県補助金、農業費補助金のうち上から項目として2項目になりますが、中山間地域等直接支払事業補助金172万7,000円、それから1行飛ばしまして畜産担い手育成整備事業費補助金、これが2,209万3,000円、それと次の行、新規就農定着支援事業補助金ということで37万2,000円。この3事業が農務畜産課に該当する歳入の事業でございます。詳しくは歳出のほうでご説明申し上げます。

では、歳出につきまして、11ページをお開きいただきたいと思えます。

11ページの上から2段目になりますが、6款農林水産業費でございます。その中の1項2目農業振興費で、職員給与費につきましては説明のほうは、総務部所管になりますので省略させていただきますと思えます。

その次の段、中山間地域活性化対策事業、801事業で162万9,000円をお願いをするものでございます。これは補助金として中山間地域等直接支払交付金162万9,000円を計上するものでございます。これは今回新規ということをお願いをするもので

ございますが、これにつきましては、中山間地域に関係する法律として山村振興法、それから特定農山村法にかかわる中山間地域という、いわゆるその条件の地域に対する支援を行うものでございます。当該地区の農地に対しまして勾配が3%から5%と言われる、いわゆる緩傾斜地、それから5%以上の急傾斜地を有する地域に補助をするものでございます。当該地区といたしまして、急傾斜地につきましては2地区ございます。それから、緩傾斜地につきましては3地区ございます。

急傾斜地につきましては、金沢上地区でございまして、面積が1万5,967㎡でございます。該当する農家の方は2名でございます。それから、宇都野の若林地区でございまして、ここも急傾斜地ということで、面積が1万1,302㎡で、2戸の農家が該当いたします。

残りの3地区が緩傾斜地区ということになりますが、金沢下につきましては1万7,807㎡で9名の方が該当いたします。それから、宇都野の原坪地区でございまして、これにつきましては10万809㎡で22戸の方が該当いたします。それから、鳴内地区につきましては1万3,331㎡で9戸の方が該当いたします。

今回交付するのは、その5地区になるわけですが、それ以外の地区におきましても上の内・遅野沢地区がございました。それから、百村本田地区がございましたが、その2地区につきましては、上の内・遅野沢地区につきましては地元で集落説明会を開催いたしましたが、面積が非常に少ないというふうなことから、この事業のメリットがないということで、導入をしないということで確認をとってございます。

それから、百村本田地区につきましては、該当者が約80戸近くあるというふうなことで、ちょっと数が多過ぎて今回の事業にのれない、いわゆる

集落内部の取りまとめとか、そういった活動にかかわる部分もございますので、のれないというふうな状況がございましたので、今回は実施しないというふうなことを、地域の集落説明会の中で確認をとってございます。

特に、この事業をどういうことで行うかということですが、これは地区内の耕作者、あるいはその地主に対しまして、そういう方たちが行う活動に対して支援をするということとあわせて、当該事業費の2分の1については地主あるいは耕作をする権利者に支払いを行って、条件不利地域での耕作支援に貢献するというふうな事業で実施をするものでございます。

そのほかの事業としましては、地域の草刈りでありますとか水路の清掃でありますとか、あるいはあぜ道等の砂利敷きとか、そういった事業も共同で行うということで対象になるというものでございます。

当該地区につきましては、ちょっと説明が前後して申しわけありませんが、上半期に対象農用地の航空測量を行いまして地域を特定して、それで選定をして今後実施に向けた取り組みで事務を進めてきたという経緯がございまして、今年度事業ということでございまして、来年度の3月までにそういった活動をやっていただくというふうなことで、支援をするものでございます。

それから次、1項4目の農業経営基盤強化促進費でございまして、農業経営基盤強化促進対策事業の301事業でございまして、これにつきましては、補助金として新規就農定着支援事業補助金として74万4,000円を交付するものでございます。

これは県が新規認定就農者として就農いたしました1名の農家なんですけど、これは二つ室地区の前田さんという51歳の方なんですけど、この方が会社を退職いたしまして新規で就農するというこ

で始めたものでございます。新規に就農する農業者に対して県のほうの、これはいわゆる県単事業でございますが、支援措置があるということで、具体的にはニラの栽培を行うということで、現在もニラの栽培を行っておりますが、その収穫機械の購入に対する補助でございます。

1つはニラのハカマのムキ機というものでございます。これが1台、それからテーブルシーラーといまして結束機が1台、それと低温冷蔵庫を1台ということでございまして、補助率は県が3分の1、市が3分の1ということでございますので、出口ベースでは3分の2の補助ということになりまして、受益者が3分の1負担ということで実施をするものでございます。

この方の自作地は全部で0.8haほどですが、そのうちニラ経営を5aほど、今栽培が始まっているということでございましたので、来年の1月以降、収穫に合わせて収穫機械を導入したいということで補助をするものでございます。

それから、1項5目の畜産業費でございますが、これは畜産担い手育成総合整備事業、251事業でございます。これは2,209万3,000円をお願いするものでございますが、これにつきましては、やはり補助金ということで、畜産担い手育成総合事業として補助をするものでございます。これにつきましては、畜産産地形成あるいはその飼料自給率向上、畜産担い手の育成を目的とした畜産の公共事業ということで実施をしているものでございますが、生産基盤の拡大とか経営の安定化を図るために導入をするものでございます。

これは、今回増額になる理由につきましては、国県補助枠の増加によりまして割り当てが来たというふうなことでございますので、これに合わせて事業を実施するものでございますが、当初この事業を組んでおりました3名の受益者がおられま

したが、今回のこの事業を行うことによって受益者が5名となり、合計で8名の方が、いわゆる23年度中に実施ができるということになったものでございます。

当初予算とこの予算をあわせまして、総額で1億5,664万8,000円の補助額ということで交付をするものでございます。

事業の中身につきましては、基本施設整備ということで飼料畑の造成整備、それから施設用地の造成ですね。そのほか農業用施設整備といたしまして畜舎を2棟、それから排せつ物の処理施設を4棟、パーラーが2棟ということで、それぞれ整備を行うものでございます。

これは公社事業で行いますので市の負担はございません。すべてトンネル事業ということで、県の農業振興公社のほうへ補助を流しまして、そこが事業主体となって事業を実施するものでございます。

実施地区につきましては、箕輪地区が2名、青木地区が4名、戸田地区が1名、それから寺子地区が2名ということでございます。

以上が農務畜産課所管に係ります歳出予算でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

齋藤委員長 続いて、川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 続きまして、農林整備課所管についてご説明申し上げます。

まず、歳入関係ですけれども、ページ数で言いますと2ページをお開きいただきたいと思います。

真ん中辺から、農業補助金、先ほど農務畜産課のほうでも歳入で話があったんですけれども、そのページ、項目ですけれども、真ん中辺に農地・水・環境保全向上対策費補助金12万という形でのっているかと思えます。これにつきましては、補助金関係の決定に伴った追加計上という形になり

ます。

続きまして、一番下、環境保全型農業直接支払対策費補助金ということで、201万円ほど歳入を予定しております。これにつきましては、歳出のほうで詳しく説明したいと思います。

続きまして歳出、11ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項6目農地費ということで、農地対策費ですけれども、需用費から使用料及び賃借料、これにつきましては、先ほど12万円の歳入という中での農地・水・環境保全対策事業関係の事業推進費の決定に伴う全体的な増額及び組み替えという形の計上であります。

特に使用料及び賃借料の借り上げのバス、これにつきましては取り組んでいる組織の先進地視察を予定しては取り組んでいましたが、やはり受け入れ関係、今回の原発の関係でなかなか難しいということで、これにつきましては中止という形で組み替えをさせていただきました。それによりまして、コピー機が補助の対象という形になってきていますので、そちらのほうに組み入れております。

続きまして、負担金補助及び交付金ということで、環境保全型農業直接支援対策事業という事業でございますが、ことしからこの事業が新たに農地・水・環境向上対策事業の中でスタートしておりまして、これにつきましては化学肥料、農薬関係の使用量を慣行基準から5割以下で営農、それプラス環境にやさしい対策をした中で営農に取り組んでいる方々に、直接10a当たり8,000円を支払うという事業でありまして、那須塩原市で現在取り組みました戸数が45戸やっております、面積的には約100haということになります。

そのうち国のほうの負担が50%ということで、4,000円が国から直接取り組み農家のほうに支払われるということになっております。残り分の市と県の負担金につきましては、交付金につきまし

ては当初県のほうで市から負担金を負担した中で、県のほうの対策協議会というのがありまして、そこから支払う予定で考えておりましたけれども、支払う方法が今回決定になったということで、県から一度その交付金を、市のほうに入ってきた中で市のほうの交付金とあわせて農家へ直接支払うという方法になってきております。

その関係で、負担金がマイナス260万5,000円、これを交付金のほうに市の分として組み替えております。それプラス県の補助金という形で、先ほど歳入のほうにも出てきましたけれども、その分が加わった中で402万1,000円という形の中で組み替えて、直接農家のほうに支払うという予算になっております。

続きまして、15ページ、11款の災害復旧費、1項1目の農林水産施設災害復旧費ということで、これにつきましては工事請負費1,330万という形の予算措置でありますけれども、これは9月21日に発生しました台風15号の災害関係の工事復旧費という形でありまして、それらの今までの不足分についてプラスした中での予算計上ということになります。

これにつきましては、この後の災害復旧事業関係の実施状況について詳しく説明していきたいと思っておりますけれども、最終的にこの予算の執行につきましては最終日の議会で、土地改良施行についてという形の中で追加議案を提出していきたいというふうに考えておりますので、これにつきましても、その他の附属資料の中で詳しく説明していきたいと思っております。

以上で農林整備課予算につきましの予算説明については終わります。よろしく申し上げます。齋藤委員長 続いて、藤田商工観光課長。藤田商工観光課長 それでは、商工観光課所管の事業について説明したいと思います。

まず3ページになります。

16款財産収入の1項1目財産貸付収入、不動産等貸付収入というふうなことであるかと思えますけれども、中段でございます。これにつきましては、下厚崎工業団地で貸付期間分譲制度という、一括して買えないという場合に貸し付け、一定期間、基本的には5年ということですが、貸付期間分譲制度というのがございまして、それを利用した賃貸借契約が11月で満了となったというふうなことでございます。

最大5カ年延長できるというふうな規定がありまして、その規定を適用しまして変更契約するものですが、平成23年度分としまして12月から3月の4カ月分の土地の賃貸借料を計上するものがございます。合計が11万7,000円というふうなことでございます。これにつきましては、工業団地の管理事業に充当が決まっております。

続きまして、12ページになります。

7款商工費、給料については総務課所管になりますので、2項3目観光施設管理費というふうなところで塩原温泉交流広場管理事業、これは塩原支所というふうになっておりますけれども、費目の関係上こちらのほうにのっております。こちらの産業観光のほうで説明したいと思います。

これにつきましては、旧塩原町庁舎跡地の塩原温泉交流広場にあります交流室、2階になっておりますけれども、交流室が無人となっておりますけれども、その中の倉庫部分が空き室となっておりまして、昼間の管理を那須塩原市商工会にお願いするために、一部倉庫壁部分、これにカウンターをつけたり窓をつけたりということになりますけれども、そのほかに電気配電関係、壁等の取り壊し等を行うのに要する費用としまして139万7,000円というふうな金額を計上するものです。

商工観光課の所管としましては以上です。

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいというふうに思います。

ありませんか。

菊地委員。

菊地委員 農業振興費の中で中山間活性化対策事業。今、課長さんのお話の中で遅野沢と百村がやらなかったと。その中で遅野沢のほうで導入のメリットがないからというような理由の説明があったわけですが、何か草刈りとか水路の清掃とかいうのを皆さん定期的にやっているような気がするんですけど、そういうところで導入のメリットなしというのは、要するに、2分の1を地域で負担しなくちゃならないからということなのかなというふうには私に思っただけですが、その辺の理由についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、農地費の中で負担金がありますね。これが何か減額されて、交付金の中で一緒にということで、そうすると今後も交付金の支払いというのは、市と県と一緒に渡すんだというふうなお話でしたけれども、今後ともそういうような方向でいくんですか。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 ただいま、上の内・遅野沢地区の面積が少ないのでメリットがないというご説明を申し上げたわけですが、この補助率につきましては国が2分の1で、県が4分の1、そこに市が4分の1乗せるものですから、出口で10割補助ということになるんですが、この対象地区のメリットが少なく、要するに申請にかかわる地元が、そういったものをかけるだけのメリットがないという地区からの返事をいただいているものですから、そのようにご説明をさせていただきます。

以上でございます。

菊地委員 わかりました。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 次に、農地対策費の中の環境保全型農業の直接支払い関係だと思えますけれども、これにつきましてはなかなか支払いの関係が国のほうで決定されていない中で、最終的にここにきて実際に県の負担分、これはやはり25%なんです。市のほうも25%ということで、当初は市のほうから負担金という形で県のほうの対策協議会のほうに負担をした中で、それをまとめて50%になりますね。これを農家のほうに直接支払うという形で考えて予定していたんです。

これらの事務についてはそういう形で県の対策協議会のほうでそういう支払い方をしていたものですから、そのように私たちのほうはとらえていたわけなんですけれども、実際にはやはり市のほうで直接農家のほうには県と市を含めた中で支払ってくださいという形になってきましたので、今回歳入として県からの25%補助金を得た中で、あわせてそれぞれの取り組んだ農家の方に交付するという形になりましたものですから、今後ともそういう形で交付するような形になるかと思えます。

菊地委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結いた

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)については、原案どおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 続いて、議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 それでは、温泉事業特別会計についてご説明申し上げます。

基本的に枠組みを申し上げますと、温泉の特別使用料というふうな、新たに温泉の許可を得た人が支払う特別使用料というものが、1回納付なんですけれども、そういったときに支払うという部分が141万6,000円……

齋藤委員長 課長、26ページですね。

藤田商工観光課長 失礼しました。26ページになります。申しわけありません。

今申し上げましたように、温泉特別使用料というふうなことで1件ございまして141万6,000円の収入がございます。

それから、諸収入というふうなことで消費税の

還付金、これにつきましては、温泉事業をやって
いる中で事業経費として入るものにつきましては
消費税はかからないといいますが、事業費の分
につきましては還付になるというふうなことがござ
いまして、その分が237万1,000円というふうなこ
とで、これの歳入歳出を入れたというふうなもの
でございます。

まず、2款の事業収入、1項2目温泉特別使用
料ということで、温泉特別使用料141万6,000円と
いうふうなことで計上してございます。

それから、6款諸収入、これが1項1目消費税
還付金として237万1,000円を収入として見込んで
おります。

それから、これを7款の市債というふうなこと
で1項1目温泉事業施設改良事業債というふうな
ことで、上の収入の分を市債のマイナスに充てる
というふうな数字でございます。

それから、27ページになります。歳出のほうで
す。

先ほど、おおむねは事業債のほうに充てており
ますので大きな数字ではございませんけれども、
1款温泉事業管理費というふうなことで、1項1
目一般管理費、これが職員給与29万7,000円を増
額し、共済費としまして7万4,000円を減額する
と。合計が22万3,000円の増額補正というふうな
ことになります。

それから、4款でございます。予備費というこ
とで、1項1目予備費ということで、3万6,000
円の減額というふうな内容でございます。

以上です。

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、
ご意見等を終了したいと思います、ご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結い
たします。

これより採決いたします。

議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特
別会計補正予算(第3号)については、原案のと
おり可決すべきものとするにご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第57号については、原案のと
おり可決すべきものと決しました。

議案第65号の上程、説明、質
疑、討論、採決

齋藤委員長 続いて、議案第65号 公の施設の指
定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 それでは、議案第65号の公の
施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し
上げますが、農務畜産課が所管いたします青木ふ
るさと物産センター、それから地域資源総合管理
施設の2施設につきましては私のほうからご説明
申し上げますが、湯っ歩の里を初め観光施設につ
きましては所管いたします商工観光課長からご説

明申し上げます。

では、議案資料に基づきましてご説明申し上げます。

議案資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページの中ほどから下段のほうに債務負担行為の設定というところがございます。これに基づいて債務負担を設定させていただきますが、次の14ページをお開きいただきたいと思っております。14ページの上から3番目と4番目が農務畜産課の所管するものでございます。

1つは、青木ふるさと物産センター管理運営業務委託でございます。これにつきましては、期間が平成23年度の今年度から26年度までの4カ年の設定ということになってございます。それから、その下の段、塩原地域資源管理施設管理運営業務委託につきましても、23年度から26年度までの設定ということでございますが、青木ふるさと物産センターにつきましては、限度額が559万8,000円、それから地域資源管理施設につきましては、限度額が6,300万ということで、限度額を設定させていただくものでございます。

にご承認いただければ事務手続に入るわけでございますので4カ年間の設定ということになりますが、限度額につきましては3カ年の設定ということになります。

青木ふるさと物産センターにつきましては、単年度としまして186万6,000円ということになります。それから、塩原地域資源のほうにつきましては、単年度で2,100万ということで、限度額につきましては24年度から26年度までの3カ年を設定させていただくということでございます。

それでは、68ページをお開きいただきたいと思っております。

68ページの上の段、那須塩原市青木ふるさと物

産センターの指定管理者の指定についてでございます。

けれども、これにつきましては施設の及び設備の維持管理に関する業務から、のその他市長が必要と認める業務というところまでお願いするものでございます。

の施設設備の維持管理につきましては、保守点検でありますとか各施設の保全等を行っていただく業務になります。

それから、の利用許可につきましては、利用者の許可申請に係る事務をお願いするものでございます。

それから、の運営に関する業務ということにつきましては、いわゆるその施設の運営管理全般をお願いするものでございます。

以下、防災あるいは情報管理に関する取り組みについても業務を委託するものでございます。

2の導入形態についてでございますが、これは特定団体を選定させていただくものでございます。括弧の中にありますように、条例第2条第2項によりまして特定団体を選定させていただくわけでございますが、この条項は通常の場合は一般の公募というのが基本であるわけでございますけれども、この第2項では、合理的な理由がある場合は、適当と認める団体を指定者の候補者として選定することができるということになってございますので、それに基づいて選定をさせていただくものでございます。

3の選定結果につきましては、財団法人那須塩原市農業公社でございます。

4の選定団体の概要につきましては、これは市が設立いたしました公社でございます。平成10年2月16日。の主な事業内容につきましては、農地法による合理化事業、それから農業構造の改善に資するための事業ということで、農地利用合理

化事業につきましては農地の利用集積でありますとか、農作業の集約化などの業務をやっているというところであります。

それから、農業構造の改善に資するための事業の主なものとしては、認定農業者の認定事業と支援の業務などを行っているものがございます。

それから、5の選定の理由でございますが、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できる団体を選定ということでございます。当該施設につきましては、市が設立いたしました農業公社が財団法人ということもございまして、利益を追求しない団体でございます。

特にこの施設の目的であります農業振興と地域活性化を図るため、市の特産品の紹介でありますとか、あるいは農産物の販売でありますとか、あるいは道の駅利用者に対する情報提供、あるいは地域住民の憩いの場となっている、そういった施設でございますので、この管理運営を任せられる団体として、状況を十分に把握している農業公社を指定するものがございます。

前3カ年間も市農業公社をお願いをしてきた経緯がございますが、今後3カ年間におきましても、そういったノウハウを生かしていただいて管理運営に資していただくということで選定をさせていただくものがございます。

それでは、その下の段、那須塩原市地域資源総合管理施設の指定管理者の指定につきましてでございますが、1の管理業務等の内容につきましては、上の青木ふるさと物産センターと同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

2の導入形態につきましても、これも青木ふるさと物産センターと同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

3、選定結果につきましては、アグリバル塩原

会を予定させていただくものがございます。

4の選定団体の概要ですが、アグリバル塩原会は平成9年9月13日に設立をしております。現在の会員数、平成23年4月1日現在の会員数が170名というふうなことで聞いております。の主な事業内容ということでございますが、市の地域資源を有効活用した農業構造を構築する、あるいは都市と農村の交流促進とあわせて農業振興と地域の活性化を図るというふうなことで、各種事業などを行っている団体でございます。

特にこの市の地域資源、地域資源というのはいろいろあるわけですが、農業でありますとか観光でありますとか、あるいは特産品、あるいは景観とか農村の持つ自然環境とか、そういったものがたくさん地域資源としてあるわけですので、そういったものを活用した農業の構造を構築していくというふうな目的で行っているものがございます。

それから、次の都市と農村の交流促進ですね。これは既にこの団体自体はいろいろ活動されておりますが、緑の大地応援団ということで県内の有志が集まっていたいて、アグリバル塩原の施設の北側に水路などもございますので、そういったところの清掃活動とか泥上げとか、そういった環境を保全するための都市農村との交流なども実施している団体でございます。農業振興の活性化を図る。

これらのアグリバル塩原会というのは、原則としまして塩原地区の農業者を会員として組織しているものがございますので、農業とか農村の振興を図る、活性化を図るというふうなことで設立された団体でありますので、地域の事情もかなり詳しい、あるいは運営についても適切な管理を任せられるというふうな、そういう団体でございます。

5の選定理由でございますけれども、これにつきましては、ただいま申し上げました目的の実現

に向けて運営されている団体であるというふうなことで、選定をさせていただいたものでございます。特に農家の方が会員として管理運営に携わるというふうなことから、地産地消を实践できる場として、また都市農村交流など、いわゆる地域との綿密な連携と信頼が生まれ、観光客との信用が図られている点で大変望ましいというふうにご考えてございます。

以上、2つの管理者指定案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

齋藤委員長 次に、藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 それでは、商工観光課所管の指定管理につきまして説明したいと思います。

まず、14ページになります。

債務負担行為の関係ですけれども、14ページ、中段に板室健康のゆグリーングリーン管理運営事業委託というふうなことでございますけれども、これにつきましては、今までもそうですけれども、グリーングリーンの管理運営委託ということで、ことしで切れるということで23年度から26年度、先ほど齋藤課長のほうから申し上げましたとおり、23年度につきましては契約等の関係というふうなことで考えますと、24、25、26という3年間の事業というふうにご考えていただきたいと思います。これが、限度額を1億3,079万7,000円というふうなことで決定してございます。

それから、隣にあります板室自然遊学センターの管理運営業務委託というふうなことで、やはり同じ平成23年度から平成26年度までというふうなことで、1,279万2,000円の限度額を設定してございます。

それから、次がもみじ谷大吊橋管理運営事業委託というふうなことで、これにつきましては平成23年度から平成28年度というふうなことで、特定

団体ではなくて公募した中で設定したというふうなことでございます。この限度額が9,941万5,000円というふうなことで、5年間の金額でございます。

それから、塩原もの語り館管理運営業務委託というふうなことですけれども、これにつきましては特定団体というふうなことになりますので、平成23年度から26年度までの3年間ということで、6,930万円の限度額の設定となっております。

後のほうで指定管理者につきましては説明したいと思っておりますので、ここでは簡単に進めておきたいと思っております。

それから、塩原温泉華の湯管理運営業務委託というふうなことで、これも指定業者選定を行ってものでございます。平成23年度から平成28年度というふうなことで、1億8,974万2,000円。さっき言い違えましたけれども、これにつきましては公募してきたところでございます。

それから、次が15ページにいけます。

塩原温泉家族旅行村管理運営業務委託というふうなことで、これにつきましても公募したものでございます。平成23年から平成28年まで、6年となっておりますけれども5年間でございます。限度額が2億9,923万3,000円というふうなことでございます。

それから、塩原温泉湯っ歩の里管理運営業務委託というふうなことで、平成23年から28年の6年間、1億1,972万7,000円というふうなことでございます。

以上が施設面です。

次に、指定管理者の指定についてというふうなことで、61ページをお開きいただければと思います。

塩原温泉湯っ歩の里指定管理者の指定についてというふうなことで、先ほど齋藤課長のほうでも言いましたように、1番につきましては基本的に

は同じでございますので省略させていただきたい
と思います。

2番の導入形態は公募というふうなことで、応募団体が北関東総合警備保障株式会社ほか4団体というふうなことでございまして、5社の応募がございました。それを選定委員会のほうで選定した結果、点数制としてやったわけですが、得点の多い北関東総合警備保障株式会社が高い点数でとったというふうなことでございます。

特にここにつきましては、利用者の平等なとい
いますか、やっぱり市の施設を預かってやるとい
うふうな意識が強かったというふうな部分があり
まして、1番の利用者の平等な利用の確保という
ふうな部分で、若干高い点数が出ているというふ
うな状況でした。

選定団体の概要というふうなことでございま
すけれども、設立年月日が昭和43年12月12日とい
うふうなことで、名前についてはご存じだと思
いますけれども、ほかに指定管理なんかをやっている
状況としては宇都宮の市営駐車場、栃木県のグ
リーンスタジアムというふうなことで指定管理を
しているというふうなことでございました。

主な事業内容というふうなことで、人の身体に
対する危害の発生をその周辺において警戒し、防
止する業務の請負とその確保、施設の総合管理並
びに施設の運営というふうなことを、基本的には
警備会社でございまして、そちらのほうで有名
だと思えます。

それから、選定理由としましては、先ほども申
し上げましたけれども、指定管理者候補者選定審
査基準表の合計点数が高い団体を選定したとい
うふうなことでございます。

次に、那須塩原市もみじ谷大吊橋の指定管理者
の指定についてというふうなことで、1番につ
きましては省略させていただきます。

2番の導入形態ということで、公募というふう
になっておりますけれども、たかはら森林組合1
社の応募というふうなことでございまして、こ
れにつきましては、当初からたかはら森林組合で
やったというふうなこともございまして、隣にた
かはら森林組合の施設であります売店等も設置し
てありますので、やはりそういうふうな強みがあ
るというふうなことで、他社については遠慮され
たのではないかとこのように思います。

それから、選定団体の概要というふうなことで、
設立が平成9年4月1日、業務内容、森林組合で
すのでご存じだと思いますけれども、組合員のため
にする森林の経営に関する指導、組合員の委託を
受けて行う森林の施業及び経営。それから、組合
員の所有する森林の経営を目的とする信託の引き
受けというふうな状況になっております。

選定理由ですけれども、選定基準表の合計点数
が合格点を満たす団体を選定というふうなことで、
25点以上というのが条件になっておりました。40
点満点で25点以上というふうな状況です。

それから、那須塩原市塩原温泉家族旅行村の指
定管理者の指定についてというふうなことでござ
います。

これも事業の業務等の内容については割愛させ
ていただきます。

それから、導入形態ですけれども、公募とい
うことで、ここにつきましては特定非営利活動法人
キャリアコーチほか2団体というふうなことで、
合計3団体の応募がありました。これにつきましては、
A社とキャリアコーチの間で点数が同じだ
ったわけですが、実際には、下のほうを見
てもらいますとわかりますように、申請団体の経
営状況というふうな部分が、Aが3、キャリアコ
ーチが5というふうなことで、これにつきましては
外部審査委員のほうから審査していただいた結

果でございます。

こうすることで、経営の健全性の部分というものがどうしても重要ですので、そういうふうな判断のもとに経営の安定したキャリアコーチのほうを選定したというふうな経緯でございます。

選定団体の概要ですけれども、平成17年3月3日、主な事業としましては中小企業で働く社員の能力開発事業、それからニート・フリーター、若手失業者への就職支援事業というふうなものが主な業務内容でございます。

選定については、先ほども申し上げましたように合計点数及び経営状況の点数が高い団体を選定したというふうなことでございます。

次が、那須塩原市塩原温泉華の湯指定管理者の指定についてというふうなことでございます。

業務等の内容は省略させていただきます。

導入形態につきましては、これも公募というふうなことで、北関東総合警備保障株式会社ほか2団体というふうなことで、3団体の応募がありました。

結果につきましては、見たとおり、北関東総合警備保障株式会社が36点で、あとは大きな点数がないというふうなことで、点数の多いところが選ばれたというふうなことでございます。

設立年月日は昭和43年12月12日、主な事業内容につきましては先ほども申し上げましたので、これについても省かせてもらいます。

選定理由としましては、合計点数が高いものから選定したというふうなことでございます。

次が、69ページになります。

69ページにありますけれども、那須塩原市塩原もの語り館の指定管理者の指定についてというふうなことで、管理業務の内容については省略させていただきますけれども、これにつきましては導入形態が特定の団体を選定というふうなことで、

指定管理者の指定の手續に関する条例第2条第2項というふうなことで、合理的な理由がある場合はその適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができるというふうなことになっておりまして、それに基づいてやったわけですけれども、選定結果としましては、株式会社塩原もの語り館。

それから選定団体の概要。これが平成20年3月4日。主な事業内容、食料品、清涼飲料水、農作物及び加工食品の販売、観光用土産物、民芸品及び工芸品の販売、飲食店及び喫茶店の経営となっております。

選定理由としましては、都市住民との交流促進、農業振興及び観光産業振興を図るという施設目的の実現のために立ち上げ、運営に携わっている団体を選定したというふうなことでございまして、これにつきましては、委員の皆さんご存じだと思いますけれども、ここに塩原のNPO法人塩原観光協会が入っておりますけれども、これが主体になって立ち上げた株式会社でございます。

ということで、農業振興と観光産業の振興を図るというふうなことで、一般の公募というふうな形をとるよりは、むしろ目的達成にはいいのではないかとということで、こちらを選定されたというふうなことでございます。

それから、那須塩原市板室健康のゆグリーングリーンほか1施設の指定管理者の指定についてというふうなことでございます。

これにつきましては、業務内容は省きますけれども、導入形態につきましては先ほどと同じように特定の団体を選定というふうなことで、財団法人那須塩原市施設振興公社のほうに委託したいというふうなものでございます。

それから、設立年月日は平成2年12月29日。

主な事業内容につきましては、観光・文化・体

育及び公園施設等の管理運営に関する事業、それから観光・商工・労働・緑化・スポーツ及び文化団体等の育成指導というふうなことであります。

理由につきましては、事業の資格を伴う施設管理と温泉施設等の維持管理を行う能力、実績を持っている団体を選定したというふうなことでございまして、これにつきましては、前も施設振興公社のほうにお願いしたというふうな経緯がございまして、ことしの1月ですか、選定会議の中で決めてきた経緯がございまして。

それから、ほかの施設名称というふうなことで、同じでございましてけれども、那須塩原市の板室自然遊学センターというふうなことで、これも施設振興公社のほうに指定管理者をお願いしたいというふうな内容でございまして。

以上です。

齋藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から、質疑、ご意見をお伺いする前に、暫時休憩を入れたいというふうに思いますので、23分再開といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についての説明が終わりました。

これより各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

中村委員。

中村委員 今の説明をお聞きしたんですが、公

募型と特定型というふうに分かれておりますが、その中で、ちょっと知らないのをお聞きしたいのですが、特定されている企業にやっておりますね。そういった場合には予定金額より下回った提示を常にしているのかどうかというのと。

あと、公募の中で金額は当然設定されて応募されていると思いますが、その中でサービスの中でどのような判断をして選定をされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。同じ点数の場合に、こちらに決めましたよというとき、どこを重要視、先ほどお話を聞きますと経営が安定しているとかいろいろあったと思うんですが、そのほかにサービスの提供をこうしたいという中があったと思うんですが、その後、どう考慮したかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 それでは、ご説明いたします。

最初の特定の団体の場合の金額の部分ですね。どういうふうに行っているかというふうな部分ですけれども、ここにつきましては毎年財政と業者のほうと業者と言っていていかどうかあれですけれども調整を行って、その中で毎年これで決まりということではなくて、当然限度額は下回っているのはもちろんですけれども、毎年そういうふうな設定の仕方をして、そのままで行っているわけではないというふうなことでございまして。

それから、サービスの部分というふうなことでありますと、やはりさっきの例で言いますと、キャリアコーチと、もう一つにつきましては実際にあそこを管理している団体というふうなわけですけれども、その場合に一応サービスの向上というふうなことで言えば、議案にもありますように実際、63ページですか、選定結果とありますように、これを見ますと若干Aのほうがいい点数にはなっております。これはやはり今までやっていた部分

もあるし、細かい部分に手が届くという、当然計画書を見ての話になりますけれども、そういうふうなことが想像されるという根拠があったので、若干サービスの面においてはAのほうがいいのかなというふうな判断だったと思います。

そういう中で、実際に経営の健全性からいきますと、同点になったという経緯がありまして、その部分について、何回も申し上げるようになってしまいますけれども、経営的な部分については3というぎりぎりだというふうなことで言えば、そちらを選定すべきではないのかなというふうな判断でした。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 なる聞いてわかりましたが、特定のほうですが、特定はもうこういうふうに設定されますと、この26年、28年度が終わっても、またその特定の方と交渉して、この施設がある限りずっと一時的な管理運営となるシステムの形にとられるんですが、そういう形として解釈してよろしいんですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 そういうふうには考えておりませんで、徐々に既に減らしてきております。というのは、ここにあります商工観光課の所管でいきますと、塩原温泉華の湯なんかは施設振興公社だったんですけれども、今回は公募というふうな形をとらせていただきました。

それから、家族旅行村につきましてもやはり同じ施設振興公社だったんですけれども、今回それについては公募というふうな形をとらせていただいたということになっています。

齋藤委員長 中村委員。先ほどの選定に関しては青木のふるさとも関連しますので、斉藤課長のほうから説明を受けてからで……

斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 青木と地域資源総合管理施設につきましては、いわゆる限度額の設定をしてございますので、限度額をお願いをしているというのが実情でございます。

したがって、見積もりのほうは、いわゆる管理費用のかかりとかそういったものあり予定よりは少し高いというふうな状況がございますが、市の予算ももちろん関係がございますし、内容を精査いたしまして、その限度額の範囲内でお願いをしているというふうなことでございます。

それから、先ほどサービスの判断というふうなお話がございましたが、特に青木と地域資源管理施設につきましては、やはり地産地消の拠点施設という位置づけをやはり市としてやっておりますので、できるだけその地域に根づいた管理運営をしていただくということが、やはり条件という考え方でいますので、それにふさわしい運営をやっていただく団体ということで選定した経緯がございます。

それから、3年ごとに今回設定させていただいておりますが、今後もその団体をお願いするのかというふうなご質問でございますけれども、3年ごとにやはり協定を更新するという考え方が前提になっておりますので、同じ団体を選定するかどうかというのは、続けていくということではないというふうに言えると思いますが、やはり指定管理の3年間の中で、いわゆる業務管理運営の状況を十分精査をしながら、行政としてきちっと監督をしていく必要があるというふうにご考えております。

それから、一方の青木のふるさと物産センターにつきましては、現在農業公社をお願いをすることで、今回ご提案させていただいておりますが、今後につきましては、アグリパル塩原会が民間の団体として十分受け皿として機能している

という状況がございますので、青木につきまして
もできるだけ地元の方があそこで直接運営できる
ように、団体を育成していくという姿勢が市とし
ても必要なのではないかとこのように感じており
ます。

以上でございます。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 理解はできますが、その中で、例えば
もみじ谷の吊り橋ですか、その中での運営の中に
施設を一部の団体が持っているために、そこにず
っと継続的にいかなきゃいけないだとか、せっか
く公募にしたにもかかわらずたかはら森林組合さ
んに委託、1団体しか公募がないといったものにつ
いては、やはり市当局もいろいろ考えていった
中で公募をしていかなければいけないのではなか
らうかという課題はあると思うんですね。

そういうことに対してはどう対応していくか、
ちょっとお聞かせください。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今、もみじ谷大吊橋の話が出
ましたけれども、ここにつきましては今回も公募
というふうな形をとりました。それは、当然ほか
が入ってきてやるというふうなことは可能でしょ
うというふうなことですけれども、実際には、先
ほども言いましたように売店とトイレも一部とい
うふうなことがあったりしまして、実際今森林組
合のほうでも投資しているということもあるでし
ょうけれども、その中で優位性が働くのはあると
いうふうに思います。

ただ、その優位性が働く的な部分から言えば、
それをまるきり排除するというふうな形は、今の
時点で言えば難しいのではないかなというふうに
思います。

結果的に1社しかなかったというふうなことで、
市としてもやっぱりサービスとかのPR、入り込

みの状況も暫減の傾向がありますので、どうして
もああいう施設なので、リピーターというふうな部
分でのフリーなところはあるのかなというふうに
思いますけれども、一応その辺のサービスという
ふうな部分については、これからもこういうふう
な部分でという要望的な部分は出していきたいと
いうふうには考えています。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 わかりますので、地域おこしとか地産
地消、そういったものは全くでございますので、
それは生かしていただきたいと。

また、反面公平性というものからいけば、やは
りいろいろな面で支障が出るものもあるので、そ
ういったものも考慮しながらこのものをしっかり
取り組んでいただきたいと思います。

齋藤委員長 そのほか質疑、ご意見等ございま
すか。

菊地委員。

菊地委員 この指定管理者の選定結果ですか、こ
れについては非常に、私自身はちょっとあいまい
なところがあるんじゃないのかなと。といいます
のは、当然点数が高いところがとるというのは、
それはわかるんですけども、そういう中におい
て、じゃ例えばの話、選定結果、先ほど中村委員
からもお話があった例えばどうするの、同点のと
ころ。そうすると、最終的には経営の安全性とか
健全性とか、そういうようなことで決めていくと。

反面、利用者に対するサービスとか平等な利用
の確保とか、要するに優位性というんですか、ど
れをもって最終的に決めていくんですかというよ
うなものははっきりしないと、私はこの選定結果
については何かあいまいなところがあるんじゃない
のかなと。

ですから、今後の課題となるとは思いますが
けれども、やはりそういう選定というようなときには

ある程度の 選定委員の方はそういうことでや
っていらっしゃるとは思うんですけども、私は
やっぱり、例えばこういうものでもって選定は、
同点のときは大体こういうものから決めていくん
だとかというものが無いと、私は何かあいまいも
ことになってしまうのかなと思うんですけども、
その辺についてのお考えをちょっと聞いておきたい
と思います。

齋藤委員長 生井産業観光部長。

生井産業観光部長 71ページに選定方法の採点の
基準とありますが、こちらについて本会議の中で
若干説明等もあったかと思うんですが、今まで一
般質問なり議員さんのほうからご指摘を受けてい
た査定基準につきまして総合的に今回見直したと
いう形で、今回初めてこの採点基準でやったわけ
です。

その中で一番下の合否基準のところなんですけ
れども、それぞれ5点満点ということで、ただし
2点以下のものが1つでもある場合には不合格と
いう形で、結局は3点からということで、そんな
に差がつかない状況にはなるんですね。今までよ
りは差がつかない形の採点ということで、審査基
準の1、2、3、先ほどから利用者の平等な利用、
あるいはサービスの向上、それから管理経費の関
係の2番、それと管理能力、4番が経営状況とい
うことで。

役所の担当部局の審査会のほうへは、1、2、
3について採点をしたと。4の経営状況について
は、今回から税理士さんに分析をお願いしている
という形ですね。

先ほどの家族旅行村については、内部の採点の
段階では集計状況は入っていませんので、63ペ
ージをごらんいただきたいんですが、キャリアコー
トさんは1、2、3の合計は24点ですね。A団体
は27点ということで、今まで下請けで入っていた

業者がA社なんですね。振興公社の下請けで実際
に現場を管理していたのがA社なんですね。A社
のほうは現場条件もよくご存じということで、特
に施設の管理面では5点、5点、4点、4点とい
うことで差がついていまして、担当としてはA社
のほうの実績もあるし適当なのかなというふうな
ことではあったわけですが、税理士さんのほうの
経営状況で、こちらが9点、6点ということで、
結果的に同点になってしまったという。

そのときに担当部局のほうも意見を求められた
んですけども、最終選考のときにですね。その
中では、先ほど言ったようなことで、現場を預か
る担当としてはA社というふうな話を申し上げた
わけなんですけど、総合的にやはり経営の健全性9
点、6点というのは、2点以下はアウトになっ
ちゃいますから、3点というのはその中でも最低と
いいますか、普通なんじゃないのということで、
4点、5点のほうが採用になったということでご
ざいます。

ということで、特に今まで経費の縮減とかそう
いうところに重点的に配分するという考え方もあ
ったときもあるんですけど、今回についてはすべて
5点満点で採点ということで、総合的に判断する
というふうな、今回はそういうやり方になったと
いうことでございます。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 お話よくわかりました。

私が言ったのは、湯っ歩の里、北関東警備保障、
それから華の湯、北関東ということで、1、2、
3というのは、私は両方とも同じ点数でいくんじ
ゃないのかなと思ったんですけども、何か違う
ものですから、その辺がちょっとどうなのかなと、
同じ会社がやるのに場所によって選定のあれが違
うのかなとは思ったんですけども、そういうこ
とでお尋ねをしておりました。

あと、何でそれを言ったかという、ご存じのように以前の経営状態とか経営の健全性・安定性という中で、過去に3点以下で指定管理者になったというところがあるわけですよ。ですから、そういうことからどうなのかなということで質問をさせていただきました。

以上です。

齋藤委員長 そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 じゃ、委員長、副委員長交代して、私から1点。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 先ほど、中村委員、菊地委員から出ていますように、今回の指定管理、担当、ふるさと物産もそうですし、今回の指定管理についての選定の考え方はよくわかっています。

問題は、先ほど菊地委員もおっしゃるところ一つありますけれども、このものに関しては大変、公園管理とかそういうものではなくて、相手方が観光客とか、誘客というか、そういう人たちの窓口対応というのが重視されると思うんですね。

そこで、先ほどお話が出ていたように、今回一例を挙げますと、湯っ歩の里とか華の湯の管理に対しては、当然指定管理をする市からすれば経営の安定性というものが重視されるわけでありまして、観光施設等によってはやはり相手方の観光客、あるいは利用するお客さんというのに対応するという部分がありますので、先ほど北関東警備保障さん、2社入っていますけれども、これに関しての実績というのは、やはり駐車場あるいはグリーンスタジアムですか、その辺は指定管理の実績についてはあるんだということなんです。今回のこういう指定に関しては、先ほどから何度も言うように、お客さんとの窓口対応という、そういうもののサービスのものが重視されると

いうふうに思うんです。

これに関してはどのような考え方をしているのか、当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。
眞壁副委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今回の選定に当たっては、各社から計画書が出ております。その中でいきますと、計画書の中身もさることながら、サービス提供の部分について当然のっていますので、その辺がやっぱり採点の基準としては当然、例えばさっきここで言いましたように利用者の平等な利用の確保とかその辺の話の中で、点数に反映させながらほかとの比較というふうに当然なってしまいますけれども、そういう中でもって審査してきますので、サービスについては問題ないだろうというふうな判断のもとにやったということでございます。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 大変説明はよくわかりますし、納得するところでありまして、大変この施設というのは観光施設でありますので、当然継続調査が悪いとは言いませんけれども、そういうノウハウ的に今後やっぱり検討していくのではないかなというふうに。

温泉地からすると、先ほどの家族旅行村に関しては経営状態的には5・3でありますけれども、できれば地元関係者からすれば、逆に1、2、3番の得点の高いほうをできればという思いは多分あると思うんですね。その辺も今後の課題として、また受けた指定管理者に対してはそういうサービスの、窓口対応的なものを指導していただければというふうに思います。

眞壁副委員長 議事進行、委員長にかかります。

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

では、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

齊藤農務畜産課長。

齊藤農務畜産課長 (その他について説明。)

川嶋農林整備課長 (その他について説明。)

齋藤委員長 以上で産業観光部所管の審査は終了いたしました。

執行部の皆様、今後ともよろしく願い申し上げます。終了します。

ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 零時57分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境部の審査

齋藤委員長 初めに、松本生活環境部長よりあいさつをいただきます。

松本生活環境部長 (挨拶。)

齋藤委員長 ありがとうございます。

その他の件で資料が皆さんのお手元に配付されていますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、生活環境部の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

和久環境対策課長。

和久環境対策課長 それでは、環境対策課のほうからご説明を申し上げたいと思います。

補正予算執行計画書を使いまして説明をさせていただきます。

執行計画書の3ページをお開きください。

まず歳入というふうなことで中ほど、18款繰入金というふうなことで基金繰入金というふうなことで、清掃センター解体基金繰入金という項目で

7,868万2,000円の補正をお願いしたいというふうなことであります。これにつきましては、後で出てきます歳出のほうの事業費、金額とあわせた形でこのような補正をお願いしたいという形になっておりますので、歳出のときにまた詳しくご説明を差し上げたいと思います。

それでは、早速歳出のほうに移らせていただきまして、同じ執行計画書の10ページのほうをお開きください。

これも中ほど、2項清掃費、2項3目塵芥処理費というのが中ほどでございます。まずは那須塩原クリーンセンター管理運営事業というふうなことで、手数料のほう75万8,000円を補正をお願いしたいというふうなことであります。

これの中身につきましては、家電リサイクル券というふうなことなんですが、実は不法投棄におきまして家電リサイクル法に沿って処理しなければならない家電製品、例えばテレビでありますとか冷蔵庫、洗濯機、そういったものです。それがかなり不法投棄がふえてきて、処理のためにこの額を補正させていただきたいというふうなことになっております。

考えられますのは、ことし7月20何日から地デジのほうが始まりました。その関係でテレビのほうがかなりふえているというふうな状況になっております。昨年と比較しますと、昨年トータルの量をはるかに越えておりまして、ことしは9月現在で昨年の倍近い数量というふうなことになっております。数字を申し上げますと、22年度トータルで、テレビですと278台であったのが、ことしの9月現在で279台と、ほぼ同数というふうなことになっております。そんなところから、この75万8,000円を補正させていただきたいというふうなことであります。

それから、2つ目、清掃センター解体事業で

ございますけれども、実は解体につきましては解体工事のほう、後でご説明しますけれども、継続費を設定させていただいて、今年度、それから24年度、2カ年連続して解体のほうを行いたいというふうなことであります。

今年度実績としましては、委託料のほうで解体の設計をさせていただいたところがございます。設計委託のほうが見込みよりもかなり入札で下がったというふうなところがありまして、予算1,648万5,000円のところ682万5,000円で契約を結べたというふうなことがございまして、966万の減というふうなことになります。

順序は逆になりますが、その上の手数料でございますけれども、実は地権者の方と今交渉中でございます。清掃センターの北側のほうにテニスコート用地というのが9反歩ほどあるんですが、そちらに代替地として、今借りている土地をお返ししたいというふうなことで話を進めておるところでございます。

そして、賃貸の契約書の中では、最終的には農地に復元してお返ししますというふうなことだったわけでありまして、その農地造成については本来ですと今年度実施したかったところでありまして、位置のほう、その北側のほうで代替地としていいですよというふうなことで話が進んだわけなんですが、場所的なところがまだ決まっていというふうなところがありまして、手数料につきましては登記の手数料ですね、それを減額させていただきたいというふうになっております。

それから、3つ目の項目、工事請負費でございますけれども、2つ目に代替地農地整備、堀井戸整備というふうなところがありますけれども、これについても今年度はちょっと無理だというふうなことになりました。そんなところから、来年のほうに移させていただきたいというふうなところ

がありまして、1,155万を減額させていただきたいというふうに考えております。

全体的なところがちょっとよくわからないかと思うんですが、ですから、今年度解体の設計をしまして、今年度、来年にかけまして解体を進ませさせていただきたいというふうに考えております。今年度の解体の工事費を1億というふうに見込んでおるといふところでございます。

ただいまお話ししました10ページ、委託料のところ、後ろのほうに農地整備測量・設計、これは議会中にも部長のほうからお話がありましたように、大変申しわけございません、間違いというふうなことで、これを削除させていただきたいと思っております。農地整備測量・設計、これを消していただきたいと思っております。

といいますのは、地権者のほうと話を進めていく中で、もしオーケーが出ればこういうふうな設計だけでも今年度中にやりたいというふうなところがございまして、これを落とさないというふうなことで、現在も生きているというふうなことになってございます。すみませんでした。

それでは次に、補正予算書のほうをごらんになっていただきたいと思っております。

予算書のほうの5ページをお開きになっていただきますと 大変飛んで申しわけございません、継続費補正というのがあるかと思っております。5ページになります。

一番上に継続費の補正というふうなことで、4款衛生費、2項清掃費、事業名旧西那須野清掃センター解体撤去工事というふうなことで継続費を設定させていただきたいというふうなことにしております。総額につきましては4億9,906万5,000円というふうな事業費になっておりまして、これを23年度、1億円、24年度が残り3億9,906万5,000円というふうなことでございます。

これにつきましては、先ほどお話ししましたとおり今年度設計が終わっております。その設計額に基づいて4億9,000何がしの金額を設定したというふうなところでございます。

なぜ継続費にしたかと申しますと、解体工事正味の工事だけで1年間かかるというふうなところでございますので、その場合のいろいろな事務処理、契約事務というようなこととなりますが、それについては今年度中に終わらせておきたいというふうなところ。それから、来年度いっぱいまでできるだけ早く解体のほうを進めたいというふうなところがございまして、こんな継続費のほうを設定させていただいたというふうなことになっております。

何で早くかと言いますと、今の土地を借りているわけですが、3名の地権者の方に。その契約は解体をしてさら地になったときをもって初めて終わりになるというふうな約束になっておりますので、できるだけ解体のほうを早く終わらせて、お支払いする土地の借り上げ代をなくしたいというふうなところがございまして、こんなふうな形になっております。

また、これにつきましては契約額が4億9,900万というふうなことで、1億5,000万以上というふうなことになりますので議決が必要だというふうなことになってございます。こんなところから、3月議会にはまたこの契約につきまして議決のほうをお願いしたいというふうに考えております。

それでは、また予算執行説明書のほうに戻っていただきまして、同じページ、10ページというふうなことをお願いいたします。

全体のスケジュールとしましては、今年度解体の設計をしまして、今年度と来年度にかけまして解体のほうを進めると。それから、もしできれば地権者との話が整えば、代替地のほうの農地造成

のほうの設計も済ませてしまいたい。もしできなければ来年度というふうなことで、設計と農地造成のほうをしていきたいというふうに考えております。

また、この解体工事に当たりまして、ここには載ってございませんが、施工監理をやはり専門業者のほうに委託をしたいというふうに考えてございまして、また予算書のほうに戻ってしまっ大変恐縮なんです、先ほどのページ、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

同じ5ページの、今度は第3表、債務負担行為補正というふうなところで、一番上に23年度旧西那須野清掃センター解体撤去工事施工監理業務委託というふうなことで、期間的には23年度、24年度というふうなことで1,291万5,000円というふうなことで債務負担行為を設定させていただいております。

これにつきましては、普通の解体工事であれば市の職員が管理もできるわけなんです、清掃センター、ダイオキシンを初めいろんな有害物質等が含まれます。そういったものにつきまして非常に特殊だというふうなこともありますし、やはり安全に施工していくというふうなことでは専門業者の監理が必要だろうというふうなことで、債務負担行為のほうを設定させていただいております。

2カ年といいますのは、やはり工事に合わせてというふうなところになってございます。

もう一つ、その下に平成23年度那須塩原クリーンセンター包括運営導入アドバイザー業務委託というふうなことで、これも23年度、24年度、2カ年というふうなことで1,948万8,000円設定をさせていただいておりますが、前に委員会協議会を開催していただきましてお話ししてありますとおりでございますので、詳細な説明は省かせていただきたいと思います。

どうしてもこちらクリーンセンターの包括委託の契約というふうなことで、25年度から考えているというふうなことで5年間、そのことにつきましても専門的な知識が必要になるというふうなことで、法務的な面、つまり契約書類あるいはもろもろのそういった書類が適切なのかどうかというふうなところを見ていただく。それから、もちろん技術的な面、保守等、そういったものが妥当であるかどうかの検証、それから財務面、果たして手を挙げてきた業者につきまして、やっていけるだけの体力があるのかどうか、そういった財務面、もろもろにつきまして各方面からアドバイスをいただくというふうなところで、この債務負担行為というふうなことで設定をさせていただいております。

すみません、また戻っていただきまして、執行計画書のほう、同じページ、10ページをごらんになっていただきたいと思います。

以上が清掃センター、あるいはクリーンセンター絡みのお話というふうなところになります。

3つ目でございますけれども、その次の2項4目広域ごみ処理対策費で広域ごみ処理施設負担事業というふうなことで、これにつきましては那須広域のほうでやっております埋め立てのほうですね。グリーンオアシス、これのほうの負担金というふうなことになっております。このペントナイト工事に伴う追加負担金というふうなことでありますが、これが275万8,000円、補正をさせていただきたいというふうになっております。

中身につきましては、3月11日の大震災の後、焼却灰、もちろんグリーンオアシスのほうに埋め立て処分をしてきたわけなんです、8月18日までの処分というふうなことになっております。これにつきましては、皆様方ご存じのとおり川田地区、グリーンオアシスの地元のほうで反対という

ふうなところもございまして、今も現在処分ができてないというふうなところになってございます。

そんな中で、地元のほうから大震災の後に埋めたものについても安全性を確保してもらいたいというふうな要望がありまして、3月11日以降埋め立てました焼却灰につきましてベントナイト、粘土のようなものですね、水を通さないそういった土状のものでごみをくんでもらいたい、そういうふうな処理をしてもらいたいというふうなお話がありまして、そういうふうな工事をしたということになっております。

ですから、一度最終処分場に持っていきまして焼却灰、下のほうまではできませんので、横・上の三方についてこのベントナイトで覆いかぶせるというふうな工事をいたしているところでございます。

それにつきましては、工事費全体で3,076万5,000円かかっておりますけれども、当初から予算づけがあったというふうなところで、差額の2,000 tで48万5,000円が広域のほうで補正をしたというふうなところがあったわけです。これをどうやって案分したかといいますと、大田原市、那須町、それから那須塩原市でグリーンオアシスのほうに3月11日以降持っていった灰の量、重さによって案分しましょう。それから、第2衛生センター、し尿のほうですね。そちらからもやはり同じように焼却灰が出ております。それについても同じ案分をして、それで負担金を決めましょうというふうなことで、那須塩原市でいきますと、そのトータルが320 tというふうなところでした。すべてあわせると2,377 tあったわけなんです、そのうち320 tは那須塩原市のものというふうなところから案分しまして、275万8,000円を負担金としていただきたいというふうなところでございます。

以上、環境対策課のほうの補正につきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

齊藤委員長 続いて、大島生活課長。

大島生活課長 同じく、執行計画書、10ページをお開きいただきたいと思っております。

4款衛生費、1項5目環境保全費、放射能対策事業、生活課でトータル148万2,000円とお願いしております。これは放射能の食品等の検査代というふうな形になります。

食品の測定器につきましては、本庁、各支所及び出張所各1台ずつ、計4台設置しまして測定をする計画でございます。その中の賃金というふうな形になります。

当面、受付につきましては職員が対応しまして、測定については臨時職員というふうな形で、1カ月掛ける4地区の4人というふうな形で予算計上しておりまして、プラス西那須野支所につきましては事務補助者ということで、1月から3月まで1人、3カ月間予定しております。西那須野につきましては空間測定等多忙のため、こちらのほうの放射能食品検査につきましては臨時的補助者をつけようというふうな形になりまして、1名追加しております。計105万4,000円ほど計上しております。

また、需用費ですが、これは放射能測定事務用品というふうな形で、もろもろのはかりあるいはビニール袋とかビニール手袋とか、測定に必要な用品としまして15万5,000円ほど計上しております。

また、備品購入費ということで計上しておりまして、本庁につきましては2階のフロアに、法務局のわきになりますけれども、区切って行う予定になっておりますが、間口がちょっと狭いものですから、ここの本庁だけ1台、検査用の机を購入

しようと思っております。

また、パーティションになりますが、こちらは西那須野を除く3カ所、西那須野につきましては1階の日直室を予定しております。それ以外の部分、ハロープラザについては1階の展示スペース、塩原支所につきましては1階の北側の事務室のほうにパーティションを設置するというふうな形で、計3カ所、パーティションを設置する予定になっております。

また、案内用掲示板は4カ所、すべて設置するというふうな形で、合計27万3,000円ほど計上しております。

以上です。

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

菊地委員。

菊地委員 清掃センターの解体のことですけれども、ことしと来年にまたがってやるということなんですけれども、その清掃センターの跡地は本来なら農地に戻すというお話ですけれども、代替地というようなことで北側の9反歩を話しているんだというお話なんですけれども、そういうことから言うと、清掃センターの跡地は何か市のほうで使おうとしているんですか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 現在のところ、何に利用するというふうな計画予定はございません。ただ、現在の西那須野清掃センターを建設するに当たって、地元からは、もうそういうふうなごみ関連みたいな施設は建てないでくださいというふうな申し入れはあったというふうには聞いています。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 この代替地については、今地権者の方とお話しして進んでいる状態だとは思いますが、それが思うにまかせないときは解体のも

のが先に進んでいっちゃって、どうなのかなと思うんですけども、その辺の見通しというのはどのようになっているのでしょうか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 賃貸契約におきましては、現在お借りしている土地というのが、今清掃センターが建っている敷地にももちろんなるんですね。そこで、市との共有地になっております。

そんなことで、契約上はお返すときは農地にして返しますというふうなことなので、そちらの話がうまくいかないというふうなことであれば、契約どおりそこで、共有地でありますのでどうなるかというのは非常に難しいところはあるんですが、そこを農地にしてお返すするというふうなところになってしまうのかなというふうには思っております。

齋藤委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

〔「あと1点いいですか」と言う人あり〕

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 すみません。解体のお金3億円、多分積み立てしているんじゃないかと思います。継続でなっているんですけれども、4億9,900万かかるということで、2億近く不足しているんですけれども、その費用の考え方というのをちょっと今お聞きしたいと思います。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 残りにつきましては、基金のほかの財源の手当につきましては一般財源というふうなところでございまして、残念ながらうまく使えるような交付金、あるいは補助金等は使えないというような状況です。

菊地委員 わかりました。

齋藤委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第52号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

その他について執行部のほうから。

松本生活環境部長。

松本生活環境部長 （その他について説明。）

齋藤委員長 それでは、以上で生活環境部所管の審査はすべて終了しました。

執行部の皆様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

す。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第5号の質疑、討論、採決

齋藤委員長 続きまして、陳情第5号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情を議題といたします。

まず、議事に入ります前に、陳情傍聴規定により、きょうは1名の傍聴者が見えておりますので、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、陳情5号に対して、各委員からのご意見等をお願い申し上げます。

中村委員。

中村委員 私ども会派におきまして、この陳情書について意見交換をしてみたいもので、そういったものの趣旨としまして報告をさせていただきたいと思っております。

陳情の趣旨は理解するところではございますが、今日の社会情勢の中で代替エネルギー等々について、国の政策の中でまだはっきりと示されたものはまだ出ておらないということで、それと、最近の国政の動向を見きわめましても、アメリカと、またベトナム等々の原子力協定をしっかりと結んで、原子力に対する依存をする国の供給国としての姿勢をはっきりとやめるというような意見を出していないというようなことを考えまして、総合的な産業政策においては国の政策が第一の決定で

あるということでありますので、私どももそういった動向を見きわめる必要があるんじゃないだろうかといった観点の中で、今の時勢に沿った観点からいきますと、この趣旨は全く理解するところではございますが、推移を見きわめていくのも一つの考えではなかろうかということで、もう少し見きわめてはどうかということの意見が随分出ておりましたので、そういったものもあわせてご報告し、私の意見とさせていただきます。齋藤委員長 どうもありがとうございます。

そのほかご意見ございませんか。

菊地委員。

菊地委員 今、中村委員からお話あったように、ここに書いてある陳情の内容そのものは本当に同意できるものであるというふうに、私自身も思っております。

ここに書いてありますように、原発の事故によりまして福島県民のみでなく、この栃木県の当那須塩原市においても放射能対策検討特別委員会がつくられて、それに対する対策を今盛んにやっているところでございます。また、この原発によりまして農観商工ですか、ありとあらゆるものが、もちろん風評被害といいますが、そういう被害を非常に受けているところであると。

しかしながら、その風評被害ということだけでなく、最近はこの那須塩原市が完全に放射能の汚染地域であるというような、そういう考えにも至っているということから、非常にこの内容については私は同感できるものがありますし、ここに書いてありますように、1、2、3と書いてあることについても、もっともなことが書いてありますというふうには思います。

しかし、その中において、この陳情そのものが当市と、多分益子町、その2つだけ県内では出されているというふうな新聞報道がありました。多

分、私どもの動向を見てほかの市なり町なりに3月議会あたりに出すのかなというふうには思いますが、やはり、先ほど来中村委員からも出ておりますように、国の動向というものがまだはっきりしていないという点もございますし、他市の動向等も見きわめる必要があるのかなというような考えから、やはり私自身は継続というようなことでよろしいのではないかというふうに思っております。

以上です。

齋藤委員長 ありがとうございます。

そのほか、委員からご意見ございませんか。

相馬委員、どうですか。

相馬委員 今回の陳情でございますが、1、2、3と3つあります。その中の1番から読んでいきますと、私どももさまざま、特に今回こういったことで再生可能なエネルギーということで行政視察等々もさせていただいた中で、ここに載っている太陽光、風力、バイオマス、水力発電等々ありますが、現段階でこれといった解決できるほどの代替エネルギーというものは、特にこの栃木県という地域柄を見ますと、太陽光も風力もままならぬというのが現状かなという認識を得たところであります。

そういった意味において、やはりこの1番については時期尚早かなという気がいたします。また、2番については、私もこれは納得するところでございますが、先ほどから中村委員が言ったとおり、まだまだこの件についても、それではすぐに転換というわけにもいかないのかなと。そういったこと等々を考慮しますと、趣旨採択という案もありますが、現段階ではなかなかここで採択し、進めるということには難しいのかなという判断を私いたします。そういう意味では、お二人のご意見のとおり継続審議とさせていただくのがよろしいかと

思います。

以上です。

齋藤委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 今、相馬委員が言ったように、太陽光とか風力とか、そういうところを実際研修には行ってあります。そういう中において、今相馬委員からもお話ありましたように、原子力を現在まで容認してやってきたわけなんですけれども、原子力1基で100万戸の発電を供給できるんだと。じゃ、その原子力1基に対する太陽光とか風力とかというようなことを考えたとき、なかなか莫大なというか、本当に相当な面積を要するし、風力については当然季節的な条件がありますし、この那須塩原市においては風力発電はとてもじゃないけれどもできないと。羽が平均で5m、6mないんだめなんだというような。

だから、そういうようなことからいくと、やはりもう少し、この趣旨は本当によくわかるんですけども、よく考えていかなければならないんじゃないかなと思いますし、そういう中において、新聞報道でも青森県の3つの町においては原子力発電を進めていただきたいというような新聞報道もあるわけなんですよね。

ですから、やっぱりこれらのことについては国がちゃんとしたものを出さないと、なかなか1つの県なり各市町で対応していくというのは非常に難しいんじゃないかなという感じは、私はしております。

齋藤委員長 そのほかありませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ほかにご意見がないようですので、ご意見を終了したいと思います、ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま各委員からの意見の中では継続という話がありました。

それでは、陳情第5号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情は継続審査とすべきものとするに賛成の委員の挙手を願います。

〔委員全員挙手〕

齋藤委員長 陳情第5号は委員全員一致で、継続審査とするべきものと決しました。

散会の宣告

齋藤委員長 これで、今定例会における委員会議事日程はすべて終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時13分